

## バナー広告取扱要領

### (目的)

第1条 この要領(以下「本取扱要領」という。)は、一般社団法人不動産競売流通協会(以下「FKR」という。)が運営するWEBページ、<http://981.jp>へのバナー広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (バナー広告の規格)

第2条 バナー広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- ・大きさ 縦 60 ピクセル×横 180 ピクセル
- ・形式 GIF(アニメ可、透過 GIF 不可)・JPEG・PNG
- ・データ容量 10KB 以下

### (バナー広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第3条 バナー広告を掲載可能な枠を設定するWEBページ、及びそのバナー広告を掲載可能な枠の位置及び枠数はFKRが指定する。

### (バナー広告の掲載期間)

第4条 バナー広告を掲載する期間は、1ヶ月単位で、最長12ヶ月とする。

2 バナー広告掲載の開始日及び終了日はFKRが定める。

### (広告掲載希望者の募集)

第5条 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行う。

2 募集を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

### (バナー広告掲載の申込み)

第6条 WEBページへのバナー広告掲載希望者は、別途指定する様式による申込書により、掲載開始2ヶ月から掲載開始2週間前までに申し込む。

### (バナー広告掲載の決定)

第7条 FKRは、「WEBページにおけるバナー広告掲載基準」の規定に基づき、バナー広告掲載の可否を決定する。

2 FKRがバナー広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等についてバナー広告掲載希望者に通知する。

3 バナー広告掲載希望者が、当該時点で第3条に基づきFKRが指定した枠数を超えたときは、FKRは、バナー広告の掲載者を、申込書の到着日の先着順により決定する。申込書同日着のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することができる。なお、申込書同日着のものの中で掲載希望月数が同数の場合は、FKRの判断で決定する。

### (バナー広告掲載位置の決定)

第8条 掲載が可となったバナー広告を掲載する位置については、FKRの判断で掲載枠を決定する。申込書同日着のものの中では掲載希望月数の多いものを先着として取り扱うことが

できる。また、申込書同日着のものの中で掲載希望月数が同数の場合は、FKR の判断で決定する。

#### **(バナー広告原稿の作成及び提出)**

第9条 第8条によりバナー広告掲載が決定した申込書に記載の申込機関(以下「申込者」という。)は、バナー広告原稿を掲載する1週間前までに、FKR が指定する場所に提出するものとする。

2 バナー広告原稿は、申込者の責任及び負担で作成するものとする。

#### **(バナー広告内容、デザイン等の審査)**

第10条 バナー広告の内容及びデザイン等については、WEB ページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、FKR が審査を行う。申込者は、FKR の審査の結果に異議を述べることができない。

2 デザイン等広告表現に関する基準は、「WEB ページにおけるバナー広告約款」及び「WEB ページにおけるバナー広告掲載基準」に従う。

#### **(バナー広告内容等の変更)**

第11条 バナー広告の内容、デザイン及びリンク先の変更は、原則月2回を上限とする。

2 FKR は、バナー広告の内容、デザイン及びリンク先の WEB ページ内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又は本取扱要領等若しくは第10条第2項に定める基準に抵触していると判断したときは、申込者に対してバナー広告の内容等の変更を求めることができる。

#### **(バナー広告掲載の取り消し)**

第12条 FKR は、次の各号に該当する場合には、申込者への催告その他何らかの手続きを要することなく、バナー広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の支払いがないとき
- (2) 指定する期日までにバナー広告原稿の提出がないとき
- (3) 前条の規定によるバナー広告内容の変更を申込者が行わないとき
- (4) 申込者、バナー広告の内容またはリンク先 WEB ページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又は本取扱要領等若しくは第10条第2項に定める基準に抵触するものであるときで、前条第2項の規定によっても解消できないとき
- (5) その他、WEB ページへのバナー広告掲載が適切でないと FKR が判断したとき

#### **(バナー広告掲載の取り下げ)**

第13条 申込者は自己の都合により、提供事業 WEB ページへのバナー広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定によりバナー広告掲載を取り下げるときは、申込者は書面により FKR に申し出なければならない。

#### **(リンク先)**

第 14 条 申込者は、バナー広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに FKR に連絡するものとする。

**(裁判管轄)**

第 15 条 本取扱要領に定めるバナー広告掲載に関して争いが生じたときには、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上